

「特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位 5 者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄付者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄付者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄付者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同等の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄付者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄付者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。なお、経過措置については次ページ「認定特定非営利活動法人等が毎事業年度提出する役員報酬規程等提出書の変更点」をご参照ください。

5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

認定特定非営利活動法人等が毎事業年度提出する 役員報酬規程等提出書の変更点

- ・前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）
- ・前事業年度の資産の譲渡等に関する事項（資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他の資金に関する事項）（法54②三、法規32①二。様式例P222）
- ・役員等に対する報酬又は給与の状況（法54②三、法規32①五。様式例P219）



2021年6月9日
改正NPO法・改正NPO法施行規則施行

ケース1
事業年度が
4月1日～3月31日の法人

2021年度の
事業開始
4月1日

2020年度の事業

2020年度の役員報酬規程等
提出書の作成、提出

改正NPO法・改正NPO法施行規則の施行日前に開始した事業年度において作成・提出すべき書類に該当するため、従前の例による

- ・役員報酬又は職員給与の支給に関する規程については、変更がなくとも提出義務あり（令和2年改正法附則3）
- ・資産の譲渡等に関する事項については所轄庁への提出義務あり（令和2年改正法附則3）
- ・役員等に対する報酬又は給与の支給の状況について、作成の義務なし（令和3年改正施行規則附則2）

ケース2
事業年度が
7月1日～6月30日の法人

2021年度の
事業開始
7月1日

2020年度の事業

2020年度の役員報酬規程等
提出書の作成、提出

※改正NPO法・改正NPO法施行規則の施行日以後に開始する事業年度において作成すべき書類について、提出は不要ですが、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。（法54②二、法54②三、法54④）

改正NPO法・改正NPO法施行規則の施行日以後に開始する事業年度において作成・提出すべき書類に該当するため、改正NPO法・改正NPO法施行規則が適用される

- ・役員報酬又は職員給与の支給に関する規程については、既に提出されている書類の内容に変更がない場合、所轄庁への提出は不要（令和2年改正法附則3）※
- ・資産の譲渡等に関する事項については、所轄庁への提出は不要（令和2年改正法附則3）※
- ・役員等に対する報酬又は給与の支給の状況について、作成の義務あり（令和3年改正施行規則附則2）